

February 2015



改正相続税の基礎知識

平成 25 年度税制改正によって、基礎控除額の引き下げや最高税率の引き上げを含む税率構造の見直しなど相続税、贈与税が大きく改正され、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続、遺贈、贈与から適用されることとなっています。

本稿では、改正後の相続税について、基本的な内容を確認しましょう。

最大の改正点は、基礎控除の減額であって、従前は

$5000 \text{ 万円} + 1000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

であったものが、

$3000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$

となりました。

基礎控除額が減額されたわけですから、その分、今まで非課税の範囲におさまっていた人たちの相続財産についても、課税対象となり得ます。国税庁の試算によれば、この改正により相続税を納付するケースは 1.5 倍程度に増えるのではないかとされています。

基礎控除が減額された分にも課税されるわけですから、相続税額も増加します。また、相続税率は累進構造になっていますが、最高税率も 50% から 55% に改正されました。社会保障と税の一体改革として将来の社会保障財源を確保する意味があるわけですから、増税になるのはやむを得ないことかもしれません。

なお、相続税は資産に課税される税金ですから、資産価値が減少すればそれに従って相続税は減少します。ちなみに過去の相続税についての統計を調べてみますと、

昭和 62 年においては約 751,000 人の死亡者に対し、相続税を課税されたケースは約 59,000 件、約 8%で相続税額は 2 兆 3774 億円でした。この後、土地・株式の価値は大きく下落しましたから、それに従って相続税を納めるケースも減少しました。直近の平成 24 年では、124 万人の死亡者に対し、相続税納付のケースは 52,000 件、約 4%で税額は 1 兆 7100 億円となっています。明らかに資産価値の下落に従って相続税を納付するケース、相続税額が減少していることがわかります。

上記の国税庁の試算に従って改正後の相続税納付のケースを計算しますと約 6%です。今回の改正はこれらを踏まえて本来あるべき姿に戻したとも言えなくもありません。この納付割合でも昭和 62 年の 8%には届きませんから、ある意味で資産価値の下落に従って起きた実質的な減税効果の打消しがまだ不十分だとの見方もあり得ます。しかしながら、急に基礎控除額が 60%に減少し、税率も最高税率を含めて増額改正されたわけですから、それに対する対策あるいは心構えが必要かと思えます。

相続税は隠れた負の資産と呼ばれることがあります。

たとえば預貯金を 1 億円持っていたとします。その人が生きている限り、1 億円を使うことができます。しかし、もし彼が死亡した場合、当然のことながら相続税が課税され、その分、1 億円の預貯金が減少します。当たり前のことのように思われますが、なかなか意識することができないのです。だから、相続税額を予測し、その範囲で所持している財産を評価する必要があるのかもしれない。これが次世代に対する思いやりでしょう。

それでは、隠れた負の資産である相続税額を予測し計算するにはどのようなステップを踏むべきでしょうか。

1. 相続財産の評価

第 1 に、ご自分がどのような財産を所有し、それが相続税法上どのように評価されるかを知る必要があります。

現金、預貯金類については、金利などの微調整がありますが、額面で評価して大きな差はないでしょう。

株式、有価証券についても、上場株式については一定の算定式がありますが、マーケットプライスで評価すればよいでしょう。非上場の株式についてはいろいろな算定式があります。最も簡単で多く採用されているのは純資産方式で会社が持っている資産から負債を引いた純資産を株式数で割って、1株あたりの価値を算出します。他に収益を基準にした方法もありますが、純資産方式がわかりやすいと思います。ただ、非上場株式については専門家のアドバイスを求める方が賢明です。

死亡保険金は受取人が直接保険会社から受け取るので、本来、相続財産にはならないのですが、相続税法上は相続財産に加算して計算されます（みなし相続財産）。

一般的に相続財産の大きなウェイトを占めるのが不動産です。土地評価額の基本的な算定方式は国税庁が公表する路線価図を参照すればよいでしょう。三角の土地などの場合、不整地補正がありますが、大雑把な相続財産の把握のためには路線価図の土地評価額によって算出しておけば間違いないと思います。貸地については借地権割合を減額できます。借地権割合は路線価図に記載されています。

居住用宅地、事業用宅地については評価額の大幅な減額ができます。居住用の宅地が相続財産の主な部分を占める場合は、この評価減が大きく影響しますので、専門家のアドバイスを受けてください。

家屋は固定資産税評価額に記載された額をそのまま計上すべきです。ただ、事業用に賃貸している場合には、その70%になります。

以上によって微調整部分を除いてほしいの相続財産のプラスの部分の価値の計算ができると思います。マイナス部分は負債ですが、これは額面がありますから、計算は容易だと思います。プラス（積極）資産からマイナス（負債）を引いて、相続財産がおおよそ確定します。

2. 相続税額の計算

つぎのステップとして、相続税額を計算します。

相続税額は法定相続人の法定相続割合によって相続財産を分割したと仮定し、各法定相続人についてつぎの相続税額速算表によって計算し、全員の税額を合算します。このようにして相続税額の総額を決めることにより、相続財産の分割割合によって相続税額が変動することを避けています。

分割後の課税価格(A)	税率(B)	控除額(C)
1,000 万円以下	10%	—
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円
2 億円超 3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超 6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

$$\text{相続税額} = (A) \times (B) - (C)$$

法定相続人と法定相続割合について確認しておきます。

法定相続人は、被相続人に配偶者がいるケースを想定するとして、被相続人の配偶者と子供、子供がいない場合には配偶者と父母、父母もいない場合には配偶者と兄弟姉妹となります。子供あるいは兄弟姉妹が相続時点で亡くなっている場合には、それぞれの子供たちが相続人になります（代襲相続）。

相続割合は、

- (1) 配偶者と子供の場合、配偶者 1/2、子供は 1/2 ÷ 人数
- (2) 配偶者と父母の場合、配偶者 2/3、父母あわせて 1/3
- (3) 配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者 3/4、兄弟姉妹は 1/4

となります。

課税相続財産 1 億円として、標準世帯の例を計算してみます。

(1) の場合ですから、配偶者が 5,000 万円、子供たち 2 人がそれぞれ 2,500 万円ずつ相続します。配偶者の相続税額は速算表により $5,000 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 800 \text{ 万円}$ 、子供たちはそれぞれ $2,500 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$ となり、相続税額は 1,450 万円です。これが法定相続割合により分割したと仮定した相続税額です。

3. 各人の納付税額の計算

相続税総額は上記のとおり、法定相続割合により分割したと仮定して計算されますから、相続財産の額と法定相続人の数によって自動的に決定します。しかし現実には遺産は法定相続割合どおりには分割されないでしょうから、各相続人が現実取得する相続財産の価格割合によって、上記で計算された相続税を按分して配分します。

たとえば1人の子供が4,000万円を相続したとすると、

$$1,450 \text{ 万円 (相続税総額)} \times 4/10 = 580 \text{ 万円} \quad \text{となります。}$$

この現実の分割割合による相続税額からいろいろな控除をして、納付額が決まります。

最も大きな控除は配偶者控除です。配偶者は課税価格が法定相続分または1億6,000万円のいずれか大きい金額までであれば、相続税がかかりません。このアイディアは本来夫婦で築き上げた財産は、たとえどちらかの名義になっているにせよ、共同して築き上げた財産であるとの考え方が基本にあるのでしょうか。たとえ配偶者が亡くなって、残された配偶者の名義に遺産が移転されたとしても、その1/2については元々残された配偶者である相続人のものであった、だから相続というよりは名義の変更であるから、相続による課税対象にはならない、です。

他に、贈与税額控除・未成年者控除・障害者控除・相次相続控除・外国税額控除などがありますが、いずれも微調整の範囲だと思いますので、上記のような簡易計算の場合には考慮の外においてよいでしょう。

皆様、それぞれ試算してみてください。

相続財産の評価

	円
--	---

法定相続割合により分割したと仮定して相続税額の計算

	円
--	---

以上のステップで隠れた負の資産を洗い出し、相続税額を予測し、次世代のために何らかの対策をしてください。

法令情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号、最終改正：平成 26 年 6 月 25 日法律第 83 号)

長い名称の法律ですが、番号法、と略称されています。いわゆるマイナンバー制度について定めた法律です。

同法に基づいて、本年 10 月からマイナンバーと法人番号が各個人・法人に通知され、平成 28 年 1 月からは社会保障・税の分野で番号を用いた手続が順次開始されることになっています。民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関に提出するなどの手続きが必要になりますので、準備を進めていく必要があります。

同法に関する情報は、下記で見ることができ、Q&A、ガイドライン等も掲載されています。

内閣官房「社会保障・税番号制度」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/faq4.html>

特定個人情報保護委員会

<http://www.ppc.go.jp/index.html>